周波数帯		許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
		尖頭値	平均値
一GHz以上三GHz以下		七〇デシベル	五〇デシベル
三GHzを超え六GHz以下		七四デシベル	五四デシベル

注　その設備の内部最高周波数に応じて、次に掲げる周波数帯においてこの表に規定する許容値以下である場合は、一GHz以上六GHz以下の周波数帯において許容値以下であつたとみなす。

(一)　内部最高周波数が五〇〇MHz以下のときにあつては、一GHz以上二GHz以下

(二)　内部最高周波数が五〇〇MHzを超え一GHz以下のときにあつては、一GHz以上五GHz以下

(三)　内部最高周波数が一GHzを超えるときにあつては、一GHz以上内部最高周波数の五倍の周波数又は六GHzのいずれか小さい方以下

(四)　内部最高周波数が不明のときにあつては、一GHz以上六GHz以下

三　一〇kHz以上四〇〇GHz以下の周波数の高周波エネルギーを電磁放射、誘導結合又は容量結合の形式で用いる設備であつて、住居用に使用する目的の建造物に給電する低圧の電力系統に直接接続する施設以外の施設で使用されるもののうち、試験場において試験を行うもの

(1)　交流電源端子における妨害波電圧が次に掲げる条件のいずれかに適合すること。

(一)　定格電力が七五キロボルトアンペアを超える設備又はIT電力系統（全ての充電部を、大地から絶縁する電力系統、一点をインピーダンスを介して大地へ接続し、かつ、電気設備の露出導電性部分を単独若しくは一括して接地する電力系統又は系統の接地へ接続する電力系統をいう。次号(1)(一)において同じ。）にのみ接続して設置する設備の妨害波電圧が次の表に定める値以下であること。

周波数帯	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	一三〇デシベル	一二〇デシベル
五〇〇kHz以上五MHz未満	一二五デシベル	一一五デシベル
五MHz以上三〇MHz以下	一一五デシベル	一〇五デシベル

注　準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるものとみなす。

三　一〇kHz以上四〇〇GHz以下の周波数の高周波エネルギーを発生させて、そのエネルギーを材料の処理、検査又は分析のために用いる設備であつて、住居用に使用する目的の建造物に給電する低電圧電力系統に直接接続する施設以外の施設で使用され、試験場（設置場所を除く。以下同じ。）において試験を行うもの

(1)　電源端子における妨害波電圧の最大許容値

周波数帯	最大許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）			
	定格入力電力が七五kVA以下のもの		定格入力電力が七五kVAを超えるもの	
	準尖頭値	平均値	準尖頭値	平均値
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	一〇〇デシベル	九〇デシベル	一三〇デシベル	一二〇デシベル
五〇〇kHz以上五MHz以下	八六デシベル	七六デシベル	一二五デシベル	一一五デシベル
五MHzを超え三〇MHz以下	九〇デシベルから七三デシベルまで※	八〇デシベルから六〇デシベルまで※	一一五デシベル	一〇五デシベル

注　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。